

美作市介護保険居宅介護・介護予防保険福祉用具購入費支給事業 受領委任払い制度について

受領委任払いとは、保険給付対象となる福祉用具の購入を行った際に、利用者は実際の費用の内、自身の介護保険負担割合に応じた金額を販売事業者に支払い、保険給付額は美作市から福祉用具販売事業者に直接振込む方法です。

利用者が一時的に金額負担する償還払いと比較し、経済的な負担の軽減が可能です。

※美作市介護保険福祉用具購入費支給事業で受領委任払いを選択する場合には、

- ①介護保険料を完納していること
- ②販売事業者が事前に受領委任払い事業者の登録を美作市に行っていることが条件となります。

上記に該当しない場合は、償還払いでの申請となります。

【受領委任払いの流れ】

1 支給申請

提出書類

- ・美作市介護保険居宅介護・介護予防福祉用具購入費支給申請書【受領委任払用】
- ・領収書（写し）
※被保険者宛てで、保険給付対象工事金額の1～3割（自己負担）金額を記載のもの。
領収書の日付は受領委任払い取扱事業者登録の日以降の日付となります。
- ・請求書（写し）
※被保険者宛てで、保険給付対象工事金額の総額を記載のもの。
- ・商品のカタログ（写し）
- ・福祉用具が必要な理由書

2 支給

事前申請時に委任状で指定した施工業者の口座に振込みを行います。

毎月月末に工事完了時書類の提出を締め切り、翌月末の振込となります。

【問い合わせ先】

〒707-0014

岡山県美作市北山 390-2

美作市保健福祉部健康政策課

TEL (0868) -75-3912 (直通)